**平成２３年（フ）第５４８号**
広島市南区段原南１丁目１番６―304号
破産者　岩崎　玲子
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６５５号**
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム１丁目10番18号
破産者　里谷　圭一
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４４８号**
北海道旭川市神楽岡11条５丁目２番16号
破産者　海川　和年
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第４１８号**
静岡市清水区北矢部905番地の６
破産者　村岡亜希子
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１３５３号**
京都市右京区太秦小手角町20番地の21
破産者　飯岡俊一郎
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６４１号**
京都府向日市寺戸町八ノ坪23番地の31、開始時の住所京都府向日市物集女町五ノ坪23番地の２　ラポー桂305号
破産者　長谷川　良
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３８号**
広島県呉市安浦町安登西８丁目11番８号
破産者　渡邉弘一郎
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

**平成２０年（フ）第８４号**
高知県安芸市伊尾木695番地
破産者　安岡　邦雄
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２３年（フ）第３７６号**
長崎県長崎市京泊１丁目29番18号
破産者　下野　寛子
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０４号**
大分市大字古国府東９組の３　三和コーポ古国府22―202、住民票上の住所大分市大字森1296番地の35　パークヒルズ久保山９―10
破産者　古賀　孝典
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第１８５号**
大分市明野北１丁目３番14―36号
破産者　河野　一典
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第２１４号**
大分市大字羽屋99番地の１　メゾンエトウＢ
破産者　森　雄治郎
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第３６９号**
大分市大字政所3783番地の１　ちち屋ビル102、開始決定時の住所大分市大字政所2783番地
破産者　山下　義明
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続終結

**平成２２年（フ）第３６２３号**
千葉県千葉市中央区院内２―８―４　院内ハイツ１―Ｃ、開始決定時の住所東京都東久留米市下里４丁目１―37―404
破産者　倉原　　寛
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４７００号**
神奈川県川崎市麻生区岡上626―２
破産者　谷中　良教
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１７１５号**
東京都江東区亀戸２丁目９番６号
破産者　株式会社新栄住販
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１８５４号**
東京都中央区日本橋富沢町５―10―601
破産者　青山　　玲
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１９７８号**
東京都杉並区善福寺１丁目27番１号
破産者　合資会社野田屋商店
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２４９３号**
東京都練馬区光が丘５丁目５―２―302
破産者　西倉　京子
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部